

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5001	5001001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。			東京税理士会	1	A	資格取得の見直し	税理士資格取得制度の整備(税理士法第3条、第6条、第8条の抜本的改正) 税理士法第3条による弁護士、公認会計士への税理士資格付与の廃止、同第8条の行政実務経験者の試験免除の見直し	具体的には、大学院修士課程修了による試験免除、行政実務経験者による試験免除審議機関の明確化・透明化といった法改正がなされました。その後、日本税理士会連合会が平成16年に実施した「第5回税理士実態調査報告書」(平成17年発行)等の資料によれば、税理士登録者数うち試験合格者の割合は約43%でした。試験制度が実施されて5年余を経過してもなお試験合格者の数は50%に達していないのが現状です。他士業との比較で言えば、例えば弁護士登録における司法試験合格者(司法修習修了者)の割合は90%を大きく上回り、公認会計士資格については試験科目一部免除の規定はあるが原則として試験合格者となっていることを考えると、この問題は解決されたといえる状況ではありません。	1. 規制改革の重要項目としての資格取得の位置づけ 規制改革・民間開放推進会議におかれましては、その最終年度にあり重点項目として、資格取得の見直しとして次のように掲げられております。 問題意識 資格制度については、昨今の様々な事件に関連して、問題も指摘されているところである。また、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点も含め、これまでに前身等の会議において策定してきた資格制度に関する基準・視点について、再検証する必要がある。 業務独占資格を中心に各制度の現状を把握し、論点整理を行ったうえで、これまで行政改革委員会等において策定してきた資格制度の見直しの基準・視点について、必要な見直しを行う。 これらの事項が示されたのは、昨年、国家資格に対する信頼性が揺らいでいるからと承知しております。信頼性を確保するには、資格者団体が自ら問題点を分析整理し対応することが急務です。したがっての論点を見直しの項目に加えることを提案いたします。	税理士法第3条第6条、第8条	財務省	○要望理由/別途資料 ○添付資料 「税理士の資格取得制度及び試験免除制度に関する意見」
5003	5003001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。			東京青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特格的付与の廃止に関する意見書	国家試験である税理士試験合格による資格取得が、公平・公正であり、税務官公署職員に対する特格的資格付与は即刻、廃止すべきである。	(1) 当制度の資格取得制度に関する基準が公平・公正な資格取得制度の確立へ向けて - 当連盟は、税理士の公正な資格取得は、「国民のための税理士制度」確立のために最も重要なテーマであると考えている。税理士法第3条(税理士の資格)の規定によれば、税理士試験合格による資格取得が原則とされている。しかし、税理士試験合格による資格取得は、平成17年度末の資料では、税理士全登録者の44.18%(添付参照)と、わずか4割程度にすぎない。さらに、平成17年度新規登録者に至っては、試験合格者の割合は37.41%(添付参照)と4割に満たない状況となっている。このことは、既に平成11年12月14日付で行政改革推進本部規制改革委員会が公表した「規制改革についての第2次見解」において指摘されていたところである。その後の改正により、修士については改善されたもののその他の進捗措置については、課題として残っている。このような現状は、税理士法第8条の税務官公署実務経験者に対する試験免除規定に大きく起因している。また、他の要因として、弁護士及び公認会計士は税理士の資質の検証を行うことなく、無条件で資格が与えられていることも挙げられ(税理士法3条3号及び4号)、税理士試験に合格した者に対して、税理士資格を付与するのが、公平・公正であり、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得の確立が必要である。 税務官公署実務経験者に対する試験免除規定、弁護士、公認会計士に対する資格付与規定との存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うもので、即刻廃止しなければならない。 (2) 税務官公署職員に対する特格的資格付与の廃止 税務行政実務経験者については、税理士法第8条1項4号乃至10号において、税法科目・会計科目の税理士試験免除規定が定められている。 結果として、税務行政実務経験者については、1科目も税理士試験に合格すること(税理士の資格を取得することが出来ることになる)である。 一方、一般受験生が税理士の資格を取得する場合、会計科目2科目・税法科目3科目の計5科目に合格しなければならず、その合格率は約2%に過ぎない。	税理士法第8条1項第1号乃至第10号	財務省	添付資料1 平成17年度末資格別税理士登録者数 添付資料2 税理士法条文(抜粋) 添付資料3 税理士試験合格者率	
5032	5032001		G10	z11001	財務省	税理士法第3条第8条	弁護士及び公認会計士は税理士となる資格を有するとされている。また、試験免除制度を法令に規定している。	c	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であり(税理士法第1条)、他人の求めに応じて、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている(同法第2条)。このような税務官公署との折衝を中心とする事務を行う税理士については、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有する試験の合格者(他に、弁護士、公認会計士並びに一定の職業・事務に相当年数以上従事している者として税務職員などに対しても資格を付与しているもの(同法第3条))。このような行政の専門実務家に対する資格試験免除制度は、我が国の他の公的資格や税理士制度(類似した制度を含む)、を有する主要な資格においても見られるところであり、弁護士・公認会計士に対する資格付与制度や税務職員に対する税理士試験免除制度については十分合理的であると考える。			全国青年税理士連盟	1	A	税理士資格の特格的付与の廃止に関する意見書	税理士は「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」(税理士法1条)を使命とする会計学・経営学等に精通した税金問題の法律専門家であり、単に税金の知識がある人ではない。その資格取得は「税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」(税理士法6条)を目的とした税理士試験によるのが原則。税務官公署職員の勤務経験・指定研修による特格的税理士試験免除の制度は不公平・不公正・不合理であり、即刻廃止すべき。	一般受験生が税理士の資格取得の場合、会計科目2科目・税法科目2科目の計5科目に合格しなければならず、合格率は約2%。税務官公署出身者が税法に従事したことをもって、なぜ約2%の合格率である難関国家試験である税理士試験税法科目の免除の特典を与えるのか、なぜ税理士試験合格と同等以上の資質をもたずに入ることなのか、客観的合理性がないうえに、一般受験生に比し著しく(不公平であり、公正な資格取得制度でない。税務官公署職員が指定研修を修了による会計科目に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定した(税理士法8条1項10号)研修であること、会計学免除の研修であること)の文言が付加。		国税庁	特になし	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5034	5034014	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。		(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えるとい推定される社会的損失を抑える効果が期待される。	67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)古物営業法第21条の3(甲)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	このようにコンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となると考えられている。昨今の検挙事実からも窃盗団は数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不当な利益を上げているといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態を鑑み、これまでの自動車盗難対策に対して順調に減少傾向を示してきているが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいにおけるカーナビゲーションシステムやカーズテレオの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であるとされている。 1. 2005年7月1日から実施された、中古自動車にかかる旅員通関の廃止、輸出抹消登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対照確認の実施については、窃盗団による業務通関を通じた盗難車の不正輸出を困難とし自動車盗難件数の減少に大きく寄与した。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックがゆるい不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。 このような観点から、今後はコンテナ通関に対する確認の強化が課題となると考えている。具体的な検挙事例を見ても、2005年7月に埼玉県警は内部のコンテナで盗難自動車コンテナに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を検挙している。また、2006年2月に警視庁は通関手続きをしたコンテナから、イモビライザーを盗難した車を含む盗難車を発見している。輸出業者がコンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となる。しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による仮込みを行ったうえで、コンテナX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が図られる。 インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されていることがある。	
5057	5057165	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。		(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化	インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が流入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任と必須である。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物取りあわせ業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。	67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれを確認することとなった。古物営業法第21条の3では、古物取りあわせ業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると思われるときは直ちに警察官にその旨を申しなければならぬとされている。	
5086	5086008	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまふ輸出申請し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車輸出する場合、その輸出申請の際に、税関への輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一体化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を識別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関の協力も受けつつ、当該公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出通関の確保を助長しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に進めてまいりたい。		損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する。コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本においては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う。不正輸出を防止するため、輸出貨物積み込み時に、公認検査機関による厳正な現物確認・施封を実施する。罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053003		G13	z11003	財務省	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としてあり、保有は個人に限定されている。	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としてあり、保有は個人に限定されている。	c		・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的、に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。 いづれにせよ、個人向け国債は、新型個人向け国債を平成18年1月に導入したばかりであり、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。		社団法人信託協会	3	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とする	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」といふ。)の信託財産で購入することを可能とすること。		・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、贈与財産の消費・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費の支払等について信託銀行の財産管理機能を活用し、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。また、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 ・かかる実態を踏まえ、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえ、さらにはその国民各層への定着化にも資するといえる。	個人向け国債の発行等に関する省令第20条	財務省	
5057	5057135		G13	z11003	財務省	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としてあり、保有は個人に限定されている。	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的、(個人向け国債の発行等に関する省令第二十条)としてあり、保有は個人に限定されている。	c		・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的、に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受託者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。 いづれにせよ、個人向け国債は、新型個人向け国債を平成18年1月に導入したばかりであり、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。		(社)日本経済団体連合会	135	A	特定贈与信託の信託財産の運用対象としての個人向け国債の購入の容認(新規)	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」といふ。)の信託財産として購入することを可能とすべきである。	・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、特別障害者に対する定期的な生活費の支払について信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の消費・散逸の防止、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 したがって、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異は無く、さらには多様な主体による国債の保有促進という「個人向け国債」の発行趣旨にも沿うものである。	個人向け国債の発行等に関する省令第20条	財務省	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。	
5011	5011001			z11004	総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	c		税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており(税理士法第1条)、税理士業務(税務代理、税務書類の作成及び税務相談)の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている(税理士法第52条)ものである。このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保のない者に税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることが困難となることから、相当ではない。		国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定	例えは、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行う小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合(具体的には、各士業の業務制規事項に但書を付加する。但し、士、士、士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の土業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が偏分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられている現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上ことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海事代理士法第17条	経済産業省、財務省、厚生労働省、国土交通省		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033008			z11005	財務省	所得税法第225条第2項	剰余金の配当等とみなされるものの支払をする者はその支払いに関する通知書を送る者にその支払に交付しなければならない。	f		税制は規制の対象外であることに加え、税法上の支払通知書の交付は源泉徴収税額を義務付けること等を通じて課税の適正性を担保するための措置であり、証券取引法上の取引報告書の交付とはその目的及び内容を異にするため、支払報告書の交付義務を廃止するという当該要望は検討要請事項の対象外である。 (注) 取引報告書への源泉徴収税額の記載は証券取引法上の義務とはされていない。		日本証券業協会証券評議会	8	A	自社株公開買付けの時の支払通知書の廃止	支払通知書の交付については所得税法第225条第2項に根拠条文があり、要約すると所得税法第25条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者はその支払の確定した日から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない、と明記されている(現在、法人顧客のみに交付) 一方、上場会社を実施する自社株公開買付けの場合は、買付け後速滞なく、公開買付代理人(証券会社)から応募株主に取引報告書が交付されている。取引報告書には源泉徴収税額が記載されているが、その後交付される支払通知書にも源泉徴収税額が記載されているので、応募株主にとって支払通知書は意味をなさないものになっていくことから、支払通知書の廃止していただきたい。	支払通知書も取引報告書と同様に公開買付代理人が作成・発送していることや、取引報告書とはほぼ同じ内容で支払通知書を作成していることを勘案すれば、支払通知書は廃止しても全く問題はないと考える。	所得税法第225条第2項 所得税法第25条第1項	金融庁		
5039	5039001			z11006	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	国税通則法第123条	在留資格の変更又は在留期間の更新等の申請に必要な書類として、国税の納税証明書が利用されている。	d		国税の滞納の有無等に関する情報の収集方法としては、既存の納税証明書制度を活用し、外国人本人から納税証明書の提出を求めた上で、関係機関がとりに基づきデータベースに蓄積するといった方法により対応可能である。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更には、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	[規制の現状] 在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 [要望理由] 日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠なことではない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしていないかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条。永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治事務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局		
5046	5046001			z11007	総務省、財務省		財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条			地方公共団体に対する政府資金の貸付けにあたっては、法令の規定により、翌年度末までの繰越運用が可能となっており、翌々年度以降における運用は認められていないが、これは、貸付金利や償還期限など同様の貸付条件のひとつであり、規制にあたるものではない(注)。また、財政融資資金については、地方公共団体への貸付けに限らず、繰越運用を翌年度末までとする統一取扱いとなっているところであり、御要望への対応は困難であることを御理解いただきたい。 (注) 事故繰越等により翌々年度に地方債を起債しようとする場合、既許可の資金区分が政府資金であるものについては政府資金の借入れができないが、資金区分を民間等資金に変更する手順をとることは可能であり、地方債の起債が規制されているものではない。		愛媛県松山市	1	A	事故繰越に係る地方債の借入れに関する規制緩和(明許繰越した事業が避け難い事故により事故繰越を余債なくされた場合、この事業の財源として予定している地方債の借入を翌々年度まで可能とする。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余債なく(される)ことがある。こうした事態に対応するため明許繰越により対応しているものの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なく(される)ことがある。国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているもの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられる。翌々年度までの借入が可能となれば都市基盤の早期整備や財政運営にも効果があると考える。	想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余債なく(される)ことがある。地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、事業の必要性、緊急性から中断や廃止が不可能な事業については、一般財源による措置が必要となり、耐用年数に応じた負担の公平性が損なわれるほか、財源対策に困難を強いられる。	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用の手續きに関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	総務省、財務省	添付資料 1-1-1-8	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5056	5056001			z11008	警察庁、財務省	会計法第7条第1項	公金の取扱いについては、その性格から取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の取扱いについては、国の職員である出納官及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを任せ、その責任と公正の確保を図っていることである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを任せ、これらの者以外の者に取扱いを委託することは適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各官庁において、十分検討する余地がある。		クレジットカード普及連絡会	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済(第三者納付)	に関する理由 当連絡会において、現場へヒアリングを行ったところ、現在、現場で取り締まりした違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の照合作業や金額相違等のエラー処理に支障が出ているとの話があった。このような状況を放置することは、余計な事務負担やコストを発生させることになり、限られた警察力の非効率化につながるものと考え、違反者データが即時に警察庁の基礎データに反映させるシステムを早期に対応いただくことをご検討いただきたい。 に関する理由 平成18年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車を取り締まりの民間委託がなされた。この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力が足りず、不出頭者の補足が十分にできないことから逃げ得という不公平を招き、違法駐車を取り締まるための状況を改善するために取られた対策である。 今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、警察業務を合理化させるだけでなく、従来事務に当てられていた警察力を違反者の取り締まり強化につながるものと考え、 特に、違法駐車を取り締まる民間委託したことにより、取り締まられる違反者が急増し、警察業務が急速に増加するものと考え、インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察業務の合理化が図られ、警察力が維持される。 また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている。電子政府化にそって対応であり、実施に向けた検討すら対応いただけないことは、国の方針にそって対応できないと考える。 なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応案としてその他特記事項にご提示させていただいたこと、具体的な検討を共同で進められるようご検討いただきたい。	道路交通法	警察庁 財務省	反則金を支払うのが、納付を受けるかは本人の意思が介在することが必要 インターネットによる反則金のクレジットカード決済についても、自らクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われ、交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。 違反者の便宜を図るために公費を使用するのは適当ではない 違反者の便宜を図るという点のみを捉えれば「指図の通り」と思われますが、今回の提案理由にも記載しました通り、一人の違反者に対する警察業務を合理化することで、警察力全体を取り締まり強化に有効活用できるという観点から捉えれば、国民の治安を守ることもつながり、公費の使用は適当かと考えます。 クレジットカード決済の導入がコスト増・事務負担増につながる導入に際しては、インシャルコストが発生し、一時にはコスト増につながるものと思われるが、今やクレジットカードは、民間や公金分野の決済場面に広く導入され、事務効率化に役立てられている。従って、違反金へのクレジットカード決済導入にあたっては、様々な点において詳細な検討が必要となると思われるが、最終的には警察業務の合理化
5057	5057069			z11009	財務省	たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条	製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄の営業所の距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となる。  製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄の営業所の距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となる。  製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄の営業所の距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となる。  製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄の営業所の距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となる。	c	-	たばこの小売販売業を廃止する際には、仮に距離基準を廃止した場合には、販売店の激増・乱立による流通秩序の激変が生じ、これにより、大部分が零細業者である小売業者に深刻な影響が及ぶ恐れが大きいことから、距離基準を維持することが不可欠であるとされたものである。 現在においても、小売業者の大半が零細業者(注)であり、年間約4千件(17年度実績)の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準が廃止された場合には、小売業者の大幅な増加は避けられないのみならず、申請件数も急増するものと考えられることから、結果として販売店の激増・乱立を招き、零細な小売業者に深刻な影響が及ぶこととなる。  (注)平成15年度たばこ小売販売業経営実態調査結果(財務省によれば、店舗経営者のうち50人以上の割合が約56%、1ヵ月当たりのたばこの粗利総額10万円未満の店舗が全体の約53%となっている。 また、未成年者の喫煙防止という社会的要請が高まってきた現状において、小売業者の大幅な増加をもたらす距離基準の廃止を行うことは、こうした社会的要請に逆行することとなりかねない。 さらに、我が国が平成16年6月に締結した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7において、「締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択し及び実施するよう努める。」とされていることであり、流通規制の緩和を検討するにあたっては、たばこ規制に関する国際的な情勢も考慮する必要があると考えられる。 このため、財務省としては、たばこ事業法に基づく小売販売業の許可制及び距離基準については、引き続き今日の意義を有しているとともに、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。	(社)日本経済団体 連合会	69	A	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制については、身体障害者福祉法第4条又は母子及び寡婦福祉法第6条該当者の場合を除き、撤廃すべきである。	たばこ販売の許可申請における距離規制については、身体障害者福祉法第4条又は母子及び寡婦福祉法第6条該当者の場合を除き、撤廃すべきである。	たばこ事業法及び同施行令において、たばこ販売の許可要件として距離規制が課せられている。この点について、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告(2002年10月10日)」では、「たばこ小売販売の許可制、定価制は、たばこ事業法上、当面の措置とされており、専断禁止原則、流通の自由化により急激な変化が生じ、零細なたばこ小売業者に深刻な影響を及ぼすことなどを回避する措置として導入されたもの」とされており、現在もたばこ小売販売業の取得には距離基準等の様々な条件が付けられている。	たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条	財務省理財局 総務課たばこ 塩事業室		
5057	5057070			z11010	財務省	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。 なお、緊急調整地域の指定の有効期間は本年8月31日までとされている。	-	-	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」(平成15年法律第34号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。 なお、緊急調整地域の指定の有効期間は本年8月31日までとされている。	(社)日本経済団体 連合会	70	A	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の廃止(新規)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法については、さらなる延長をすることなく、廃止すべきである。	2003年9月1日から2年間の時限立法として制定された緊急措置法は、昨年9月1日以降、1年間延長された。これにより、全国3800以上の地域の約4割を占める約1300以上の地域が緊急調整地域として指定されており、新たに酒類小売販売業の取得や他地域からの移転が許されないため、自由な事業活動や消費者利便の向上が阻害されている。 国税庁が取りまとめた酒類小売業者の経営改善計画の実施状況(2005年12月)における経営改善計画の達成状況を見る限り、売上高の増加や利益率の向上が図られたとする回答は概ね1割強にとどまっている。この調査結果については、緊急調整地域における計画の達成状況が公表されていないものの、総体的には、当該規制によって、中小の小売業者の経営改善に著しい効果をもたらしたと見てよい。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	国税庁	緊急調整地域に指定された地域では、酒類小売販売業の取得、あるいは他地域からの販売場の移転許可を得ることができない。		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057139			z11012	全庁		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成18年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、遅やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における先債権を活用した資金調達の実現が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5057	5057175			z11013	財務省	関税法第67条第3-11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	特定輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれた場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)を定めていることが要件となっている。輸出に際して減免税手続を行う必要がある貨物については、原則として特定輸出申告制度の適用対象外となっている。	及び :b :d :b, e	1. 特定輸出申告制度については、今後の特定輸出申告制度の見直しを検討することにおいて、その廃止を含め、当該制度のあり方を検討する必要があると考えている。 2. 包括事前審査制度については、今後の特定輸出申告制度の見直しを検討することにおいて、その廃止を含め、当該制度のあり方を検討する必要があると考えている。 3. また、税関に提出する法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)は、申請者が法令遵守のための社内規則を既に定めている場合において、当該社内規則に特定輸出申告に係る事項(輸出通関手続、貨物管理等)が満たされていれば、これを法令遵守規則として取り扱うこととしており、経済産業省のコンプライアンス・プログラムとの一本化が可能となっている。 4. なお、輸出申告の際に減免税手続を要する貨物のうち、いわゆる「リターンブルコンテナ(通い箱)」については、現行制度上、特定輸出申告制度の利用が可能となっている。		(社)日本経済団体連合会	175	A	特定輸出申告制度の改善[新規]	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要望する。 特定輸出申告は、貨物が設置されている場所を管轄する税関官署への申告が可能すべきである。 特定輸出者となるための条件として、財務省が提示する社内コンプライアンスプログラムの整備を求めているが、同様のコンプライアンスプログラムは既に経済産業省から求められている。一本化を図るべきである。 特定輸出申告制度の施行を受けて、包括事前審査制度は今後3年かけてその存廃を含めて検討を行うことになっているが、特定輸出申告制度ではカバーすることは難しい。包括事前審査制度は現状通り残し、特定輸出申告制度は独立して制度内容の検討を進めるべきである。 リターンブルコンテナを利用する場合など、輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物は特定輸出申告制度の適用除外となっているが、一律に除外するのではなく可能な限り特定輸出申告制度の対象とすべきである。	(*)その前提で特定輸出申告制度の目的を実現できるようなべき姿を官民協力して検討するべきである。環境に配慮した物流実現のため、使い捨てとなる段ボールやパレットに替わってプラスチック製リターンブルコンテナ(通い箱)の導入が推進されているが、これらに利用しては輸出申告時に免税手続を要するため、現状では特定輸出申告制度の対象となる。	特定輸出申告において、書類審査または貨物検査になった場合には、現状では貨物の置き場所を管轄する税関官署へ書類を提出または貨物を持ち込む必要が生じる。実際にそのような状況が発生する可能性は低いと考えられるが、特定輸出者としてはそのことも想定した通関会社の選定や対応を考慮する必要がある。また何らかの理由で港への貨物搬入後に輸出を取り止める場合にも申告した税関官署に輸出許可の取り消しを求めらるることになり、これが新たな制約となる。 企業によっては、既に輸出入管理規則を制定し、経済産業省へ届出している。特定輸出申告制度に参加するためには、経済産業省に加えて財務省が求めるコンプライアンスプログラムの内容を検討し、両方をカバーできるような現行の管理規則を修正しなければならないが、そのような2重管理は回避すべきである。 特定輸出申告制度は、その目的から考えて適用除外とせざるを得ない貨物が多く発生する可能性が高く、輸出貨物を広くカバーしている包括事前審査制度に取って代わる制度となることは難しい。早い段階で包括事前審査制度の存続を確認し、(*)	関税法第67条第3-11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長に申告を受け入れた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にする。輸出者のコンプライアンスを確保及び検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。	
5057	5057176			z11014	財務省	関税法第67条第67条の2	貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申告し、許可を受けなくてはならない。また、輸出申告は、原則として、申告に係る貨物を保税地域に入れた後に行うこととされている。	c		1. 関税局・税関においては、物流セキュリティの強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成するため、コンプライアンス等の確保等を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告(特定輸出申告)をし、輸出の許可を受けることを可能とする特定輸出申告制度を本年3月1日から導入しているところである。 2. 輸出貨物については、武器、テロ関連物資等の不正輸出を取り締まるため、必要に応じて検査等を行うことが不可欠なことから、許可制を維持することが適当である。 3. なお、諸外国においても、輸出につき届出制を採用している米連邦を除けば、EU諸国等においては、特定の場所に貨物を搬入した後に輸出申告を行い、輸出の許可を受けることが必要とされており、我が国と同様の制度となっている。		(社)日本経済団体連合会	176	A	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。	輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がらず、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。 輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を開くことになる。 欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバルスタンダードに沿うものにする必要がある。 なお、911同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールの導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。税関長の許可を得て船積(出荷)輸出する。輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057177			z11015	財務省	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外に臨時の執務を求める場合には、臨時開庁手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。	通関体制:d 臨時開庁手続・手数料:c	-	1. 航空貨物の通関については、成田空港、関西国際空港及び中部空港の税関官署において24時間体制で通関業務を処理しており、海上貨物の通関については、特に執務時間外の通関需要の多い主要港湾を始めとする14官署において執務時間外の通関体制を整備しているところである。 また、これらの官署以外の官署においても、臨時開庁の申請があった場合には、適切に対応することとしている。 2. 一方、臨時開庁手数料については、税関における事務の実態を踏まえた単価の見直しを行い、平成16年4月に1時間あたり7,800円から4,100円に引き下げるともに、平成15年4月から、構造改革特別区域における特例措置として、通常の手数料額の2分の1を軽減し、本措置については、平成17年4月から全国展開したところである。 3. なお、諸外国の例を見ても、例えば英国、フランス等では、執務時間外に業務を行う場合には手数料が必要とされており、米国では、執務時間内であっても輸入申告を行う場合に一定の手数料を必要とするほか、執務時間外には更に追加的な手数料が必要とされている。	(社)日本経済団体連合会	177	A	税関通関業務の24時間365日体制の実施(臨時開庁手続・手数料の廃止)	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時開庁手続及び費用負担の撤廃)すべきである。	企業にとっては、サプライチェーンマネジメントの観点から、物流の効率化が不可欠となっている。現状では、臨時開庁手続を経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続や費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコストとなってしまふ。通関の原則24時間365日体制により、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進され、日本国内に立地する工場との競争力が強化される。最近では、東アジアの工場との生産品目による棲み分けが日本の産業の生き残りの手段となっているが、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になる。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。24時間・365日体制へ移行することにより、日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要である。	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省関税局	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。 上記時間外に輸出・通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。 いまだ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁手数料は半額(特区は格段に安くしている)となり、以前よりは緩和されている。		
5057	5057178			z11016	財務省	関税法第67条、通関業法第9条	輸出申告又は輸入申告は、貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。また、輸出申告又は輸入申告に際して、仕入書等の関係書類を税関に提出する必要がある。	申告官署:c 電子化:b 電子化:	申告官署:-	1. 同一税関管内の税関官署への申告について蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすることは、円滑な貨物検査に支障を生じ、迅速な通関を阻害するおそれがあることから、基本的には、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に対して輸出入申告等を行う必要がある。 2. 輸出入申告等の電子化については、従来より、通関情報処理システム(NACCS)を導入し、オンラインによる輸出入申告等の処理を可能とするとともに、税関手続を行うNACCSと関係省庁の手続を行う電算システムとの連携により、関係省庁による許可・承認等の税関への証明・確認を電子的に行うことを可能としてきたところである。また、平成15年7月からは、利用者が一回の入力・送信で複数の手続を同時に行えるようにするシングルウィンドウ化を実施したところであるが、更に、平成17年には、日本経済団体連合会等からの提言(「輸出入・港湾手続の効率化に関する提言(平成16年11月22日)」)等を踏まえ、NACCSによる輸入申告1件に対して同時に申請できる関係省庁手続の拡大等を図るとともに、平成17年度関税改正においては、FAI条約の締結等を踏まえた入港手続に係る申請項目の大幅な削減を行い、これに伴うシステム改善を実施したところである。 3. また、輸出入関連書類の電子化については、本年3月に公表した税関業務の業務・システム最適化計画において、Sea-NACCS(海上貨物通関情報処理システム)については平成20年10月に予定しているシステム更改を、Air-NACCS(航空貨物通関情報処理システム)については平成21年度に予定しているシステム更改を契機に、これらのシステムを利用して、インボイス、パッキングリスト等の情報を電子的に提出することを可能とするなど、税関手続全体として電子化を推進するための措置を講ずることとしている。	(社)日本経済団体連合会	178	A	税関申告官署の自由化 通関手続の簡素化、電子化	同一税関申告官署については、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすべきである。また、輸出入関連書類の電子ファイル化により、簡素化すべきである。	同一税関申告官署が複数存在するため、申告書類の提出や申告書に対する対応などに人手や車などの諸経費等のコストがかかる。また、ペーパーレスによる輸出入業務の簡素化、書類保管の効率化を促進する必要がある。	関税法第67条 通関業法第9条	財務省関税局 税関業務部 経済産業省	税関への輸出入申告に当たっての申告官署は、申告貨物を蔵地している蔵地場所を管轄する税関官署となっている。また、輸出入申告書、輸出入許可書、納税証明書、インボイス、パッキングリスト、保険証書、原産地証明書、経済産業省の個別許可書などの書類が電子化されておらず、書類保管の効率化が進んでいない。		
5057	5057179			z11017	財務省	関税法67条	貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名など必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を受けてから、輸入の許可を受けなければならない。	c	-	税関における検査は、関税等の適正な徴収、麻薬・けん銃等の社会悪物品の不正輸入防止、大量破壊兵器関連物品の不正輸出防止等の子口対策等の目的のために進んでいるものであり、これら検査に生じる検査費用は、輸出入貨物の所有者である輸出人者が当然に負担するべきものである。と考えている。なお、検査にかかる費用は、税関が徴収しているものではなく、輸送・開梱包作業を行う業者に支払っているものである。	(社)日本経済団体連合会	179	A	税関検査に係る料金の一部公費負担の導入[新規]	税関検査目的における密輸防止、麻薬、覚せい剤等の防犯取り締まり目的による検査費用は、輸出人者の申告貨物の税の確定などの為のものとは異なるため税関当局の負担すべきである。	コンテナ貨物全量取り出し検査や、大型X線検査、指定検査場への持込検査など輸送費、開梱包等多大の費用がかかるため。	関税法67条	財務省関税局 税関業務部	輸出入貨物に関しての税関検査に係る、輸送費、開梱包費などのすべてが輸出人者負担となっている。		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057180			z11018	財務省	通関業法第31条1項、通関業法基本通達31-1、32-1	通関業者は、通関士を通関業務に従事せよとする場合には、それぞれの税関長に届け出て、その者が欠格事由に該当しないこと等の確認を受けなければならない。	b		一の税関において既に確認を受けた通関士が、他の税関の管内にある同一の通関業者の営業所に異動し、引き続き当該営業所で通関士として通関業務に従事する場合における当該通関士の確認については、従業者の異動(変更)届の提出等により行うこととするなど、その手続の簡素化策について平成16年度中に検討することとしたい。		(社)日本経済団体連合会	180	A	通関士登録制度における登録の一元化(自由化) [新規]	通関士の確認登録を一の税関に受けた者が、他税関管轄の通関業者の勤務になった場合には、通関士の確認登録申請を免除し、従業者等の異動(変更)届を提出することにより、引き続き、通関士として業務に従事できることを認めるべきである。		複数の税関管轄に通関業者がある場合、定期的な人事異動などで複数の者が通関士登録の解任、新規登録を行うことになり、業務上煩雑な手続きとなっているため、	通関業法第30条1項 通関業法基本通達31-1、32-1	財務省関税局 税関通関業務官室	現在、通関士の確認登録は一税関ごとに行われる。一税関で確認を受け登録した後、会社の人事異動などで他税関管轄にて業務を行う場合、確認を受けた税関には異動(解任)届を提出し、新たな税関には確認登録申請を提出し確認を受けなければならない。
5057	5057228			z11019	財務省	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号「財務省所管一般会計所屬普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(平成13年10月29日財務第3660号)第一(二)(11)	【措置の概要(対応策)】 国有財産を随意契約によって売却する場合、国有財産の有効利用を図る観点から、相手方の選択、当該財産の用途等について基準を明示しておくことが望ましいこととから、予算決算及び会計令第102条の4等の規定に基づき(随意契約については財務大臣(国庫大臣)との協議を包括的に整え、その結果に基づき統一した取扱いを行うため、通達(平成13年10月29日財務第3660号)を制定し、かつ、当該通達はHP等で公表しているところである。 その中で、ご要望のあった都市計画事業区域内における国有財産を事業者が随意契約で売却する場合の基準についても、下記のとおり規定しているところである。この規定が対象とする都市計画事業を行う主体、当該事業内容等は都市計画法において明確に規定されているところであり、これら全てを通達上に規定することは馴染まないことをご理解願いたい。 記 「財務省所管一般会計所屬普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達(平成13年10月29日財務第3660号)(抜粋) 別紙1 包括協議事項	d		一 都市計画法(昭和47年法律第145号)施行令第4条(略) 15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。 第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。 2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。 3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利益に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。 4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。 第4条(略) 四 都市再開発法による市街地再開発事業 五 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業 六 都市計	(社)日本経済団体連合会	228	A	公益性が高いとされる都市計画事業区域内における国有財産の処分方法の改善 [新規]	公益性の高い都市計画事業の促進を図るため、随意契約することができる基準を明確化したうえで、明文化し公表すべきである。		国の財政状態の改善に向けて国有地等の売却が進められようとする中で、防災・景観等、まちづくりの観点から一体的な開発・整備が求められる都市計画事業区域内の国有財産の処分について、他の区域と同様に指名競争入札に付されることにより、土地価格高騰や転売目的の業者の参入によるスケジュール遅延が発生する等、一体的なまちづくりが阻害されるおそれが生じる。 まちづくりの機運が高まっている都市計画事業区域内等、優良なまちづくりに関連する物件に関しては、明確な基準を定めた上で、随意契約によるものとしてい(必要がある。	会計法 第29条の3 4項 予算決算及び会計令 第99条 21項 「財務省所管一般会計所屬普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(2001年10月29日 財務第3660号) 第一 (二)(11)	財務省理財局 国有財産管理課	「財務省所管一般会計所屬普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(2001年10月29日財務第3660号)第一(二)(11)により、都市計画法(第4条第15項)に規定する都市計画事業の用に供する場合については、国有財産を指名競争入札ではなく(随意契約により)直接公共団体又は事業者が売却し、貸し付け又は信託することができる。しかし、その要件が明確でないため、実際には適用が難しいものとなっている。	
5062	5062001			z11020	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	税理士法第52条	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	c		税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており(税理士法第1条)、税理士業務(税務代理、税務書類の作成及び税務相談)の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている(税理士法第52条)ものである。このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保のない者に税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることが困難となることから、相当ではない。		三木 常照	1	A	法律関連業務専門職種の行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等は各士法でそれぞれ主たる業務が定められているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として各士業の相互乗り入れや垣根を低くし容認すること、但し他士法で制限されている「付随業務」のみの受託はこれを認めない、税理士法第51条の2に定められている行政書士も特定の租税に関しては税務書類の作成を可としているのが良い例である。	例えば法人設立し許可事業を営もうとする場合、会社定款は行政書士、設立登記は司法書士、許可申請手続は行政書士、設立届、税務申告は税理士、社員の社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続きであるにも関わらず様々な資格者が関与しているが各士法で許容される範囲の「付随業務」を他士業にも認めるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当が法定講習の受講義務、効果測定を課す等して検討すれば解決される。また法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力面の問題で反対しているがそれならば、他士業が商業・法人登記を行い得るか否かの検証実験を実施しその実績(却下率、補正率)を元に判断するなどの方法もある。	行政書士法第19条、司法書士法第53条、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎ依頼者である国民は利用し辛い、これは行政の割拠主義がもたらしたもので省益優先の既得権益に他ならない、また諸外国に目を向けても細分化された資格者を有するのはわが国の特徴である。国の進められている規制改革に逆行している。一方では業務に必要な資格を取得すれば良いとの議論もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのはコストとベネフィットの観点からははるかにコストが上回り国民負担の軽減にはなっていないからである。		



全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5065	5065002			z11021	財務省		製造たばこの小売販売業の許可申請については、行政手続法に基づく標準処理期間として、日本たばこ産業株式会社(JTI)が申請者から申請書を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に、財務局において処分をし、当該申請者に通知するよう努めている。(ただし、当該申請を補正するために要する期間等を除く)	c		1. 小売販売業許可申請の審査については、JTにおいて申請書の受理及び内容確認、実地測定、付近既設店の取扱高確認、調査書の作成等を行い、進達を受けた財務局において、書類及び現地調査等に基づき審査を行っている。これらは許可の可否を判断する上で最低限必要な事項であり、現状の審査において簡素化することは難しいと考えられる。 2. 標準的な処理期間については、平成11年7月に、それまで1ヶ月以内の審査であったところから、平成14年3月に、同1ヶ月以内、に短縮し、さらに平成16年3月には3ヶ月以内、から1ヶ月以内、に短縮してきたところである。たばこの許可関係においては、小売販売業の許可、移転、仮移転及び出張販売の許可があり、17年度実績で約2万8千件(うち小売販売業の許可約1万3千件)の処理を行っている。また、その他に承継、商号変更、休止、廃止等の届出等に附随する事務(17年度実績で約3万件)を行っている。それら全ての申請書の審査を限られた人員で行っており、仮に、現在の標準処理期間を更に短縮するためには人員増を図る必要が生じ、行政改革に逆行することになりかねないことから、これ以上の審査期間の短縮は極めて困難である。 なお、申請から許可まで1ヶ月以上の日数を要しているものは、例えば、一般小売店の廃業があった場合、30日間の経過期間(注1)をおく必要があること等特殊な事情によるものであり、許可の審査に通常より多く(日数を必要とする例外的なもの)である。ほとんどの申請は1ヶ月以内に処理されているところである(注2)。 (注1)一般小売店の廃業があった場合は、透明性、公平性の観点から、廃業日の翌日から起算して30日以内に提出された申請について、申請が2以上競合する場合には、抽選により一の申請の許可を行う。 (注2)当該申請を補正するために要する期間等を除いた2ヶ月以内の処理割合は、99.9%(平成17年度実績)となっている。 (注3)特定小売販売業とは、たばこ専業法施行規則第20条第2号において、「特定小売販売業(劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗(一の店舗であって、その店舗内の売場面積の合計が400平方メートル以上の店舗をいう。以下同じ。))その他の開店性があつ、かつ、消費者の滞在性の強い施設内の場所を営業所として製造たばこの小売販売を業として行うことをいう。))とされており、売場面積が400平方メートル未満のコンビニエンスストアについては、一般的には、特定小売販売業に該当しない場合が多い。		社団法人日本コンビニエンス協会 JNB総合研究所	2	A	コンビニエンスストアのたばこ特定小売販売許可に係る審査の緩和と期間短縮	たばこ専業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によると1ヶ月以内で審査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をすることであるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニエンスストアを開業できるように関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願する。	たばこ専業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によると1ヶ月以内で審査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をすることであるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニエンスストアを開業できるように関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願する。	たばこ専業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要綱によると1ヶ月以内で審査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をすることであるが、現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニエンスストアを開業できるように関係者から求められている。民間の事業実態に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願する。	たばこ専業法第22条	財務省	
5066	5066001			z11022	財務省		コピー機、パソコン等の物品については、行政効率化推進計画(平成17年6月30日改定)に基づき、「購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。」こととしている。	d		予算の効率的な執行等の観点から、調達する物品の数量や使用期間などを勘案し、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとしている。 なお、国庫債務負担行為の活用については、「行政効率化推進計画(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として取組みを進めているほか、平成17年度概算要求の「概算要求に当たっての基本的な方針について(「関連了解)においても、「行政効率化推進計画」を着実に推進することし、積極的に趣旨の徹底を図ってきており、これを踏まえて予算要求が行われ、適切に予算が作成されていること。 なお、債務の負担は、国会の議決を経て行うことが必要であり、リース契約についても国庫債務負担行為により予算としての国会の議決をあらかじめ経て行うことが適切。		社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強めている。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省		
5066	5066004			z11023	全省庁		平成14年4月より債権担保権担保保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成18年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各官庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066011			z11024	警察庁、財務省、国土交通省	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4都道府県において稼働開始され、更に平成18年4月からは埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の4都道府県、さらに、平成18年4月からは埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の2県において、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。 当該システムは、大量に自動車保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても国土交通省を中心として検討を行うこととしている。	d				社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係手続を行く場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車保有関係手続の保管場所の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償補償法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、警察庁、地方自治体		
5079	5079002			z11025	財務省	所得税法120条3項1号、所得税法施行令第262条1項2号	医療費控除の適用に当たっては、当該控除を受ける医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示しなければならないこととされている。 現状において、当該医療費の支払いにおいてクレジットカードを利用した場合には、患者の手もとに医師等の領収証が存しないことが考えられることから、この場合にはクレジットカードの利用明細書を取替えて、領収証を証する書類として取替えている。	b			株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	A	クレジットカード取引データを活用した医療費控除手続きのオンライン利用促進	現状、医療費控除を受ける為の確定申告には医療機関等が発行した領収書の提出が必要であるが、オンライン申請の場合にはクレジットカード取引データの添付による申請が可能となるため、法令上の措置をお願いしたい。	クレジットカード会社では、会員の取引データ(利用店名・利用日・利用金額等)を保有しており、医療機関における取引も例外ではない。したがって、利用者が一年間に利用した対象取引を抽出・集計し、利用者に電子的な形式で送信すれば、利用者はオンライン申請時にそのまま添付し、申請を完結させることが可能となる。(対象データを国税庁や第三者機関が保有し、税務署から対象データにアクセスする方法も考えられる。)従来、利用者は一年分の領収書を保管・管理し、申告の際はそれらを集計する必要があったが、これらの作業が不要となり、オンライン申請の利用率向上が期待できる。また、医療機関側にとっても、クレジットカードの利用が増えることにより、現金のハンドリングコストの削減、医療機関内の現金紛失事故防止等の効果が期待できる。さらには、税務署等の行政機関にとっても、領収書の内容確認、集計等の作業が削減され、業務効率化に寄与するものである。本件実施する際の懸念点として、利用者等によるデータ改竄等の不正利用が挙げられるが、改竄防止のための技術的対策やデータ提供者の基準等を設けることにより担保できるものと思われる。また、現状法令上の制約等により全ての医療機関においてクレジットカードの取扱いができるわけではないが、第164回通常国会に提出されている地方自治法の一部を改正する法律案が成立しており、施行後は法令上の制約は無くなり、あとはクレジットカード会社の営業努力で解決可能である。尚、本件のみならず、クレジットカードの取引データの活用により、あらゆる場面で現状領収書を必要としている手続きの簡素化も期待できるものであり、合わせてご検討をお願いしたい。	所得税法第73条・第120条、所得税法施行令第262条	財務省			
5083	5083001			z11026	警察庁、財務省	未成年者喫煙禁止法第4条、たばこ規制特種条約(第16条)	未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこ規制特種条約(第16条)において、締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。 たばこ事案法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができるとされている。	c			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	1	A	未成年者喫煙防止のためICカード式タバコ自販機に指紋認証機能付加を義務付ける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十歳に達する者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)により、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明書と写真で確保されたICカードの導入である。しかし本カードは転売されたり、なりすまし、代理購入等が可能で、未成年者が自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋認証機能を付加することにより、未成年者の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事案法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、タバコ自販機による未成年者のアクセス防止(電子ロックによる購入防止)がほぼ完全にできることが期待される。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる間ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を超える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機購入費用に充てるとのこと。指紋認証機能の付加も同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	たばこ規制特種条約(第16条他)、未成年者喫煙禁止法、 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十歳に達する者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) たばこ事案法第31条 財務大臣は、小売販売業者が、たばこの販売に当たっては、第22条第1項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができ、 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき、 10. 法人であつて、その代表者のうち第1号、第6号又は前号に該当する者があつたとき、	警察庁、財務省			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083002			z11027	警察庁,財務省	たばこ規制特組条約(第16条) 未成年者喫煙禁止法第4条 たばこ事業法第31条	たばこ規制特組条約第16条においては、締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する、とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に対し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされている。	c	-	対面販売において、年齢確認のため、成人識別機能付自動販売機の導入に併せて発行するICカードの提示を義務付けることについては、成人識別機能付自動販売機の導入自体がたばこ業界による自主的な取組みとして推進されているものであり、ICカードの発行についても社団法人日本たばこ協会と利用者の任意契約によるものであるところ、こうした民間の契約に基づき発行されたICカードについて、行政が規制改革の観点から店頭における提示を義務化することは、行政が行う規制としてなじまないものであり、適当ではないものと考えられる。 また、対面販売において、指紋認証による年齢確認を義務付けることについては、たばこの購入者に対して、生体情報の登録を何らかの形で義務付けることが前提となるものであり、このような規制の導入については、プライバシー保護及び個人情報保護に対する国民の意識の高まりを考慮すると、慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、警察庁、財務省及び厚生労働省では、未成年者喫煙防止対策のため、平成14年及び平成16年に、全国たばこ販売協同組合連合会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本スーパーマーケット協会等の小売販売業界団体に対し、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底、たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施、ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起等を盛り込んだ要請文書を発しているところであり、今後とも、財務省としては、関係省庁と協力して未成年者喫煙防止の取組みを図っていくこととしたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとして、成人識別のためにICカードを導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、ICカードと指紋認証識別による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのこと、店頭におけるICカードと指紋認証機能による購入システムも同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示を求めているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売においても、ICカードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多(は)からない。	たばこ規制特組条約(第16条他) 未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかの旨のいずかの許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があつたとき。	警察庁,財務省		
5083	5083004			z11028	全省庁	審議会等の整理合理化に関する基本計画(平成11年4月27日閣議決定)	当省の審議会等に係る議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を可能な限り速やかにホームページにおいて公開することとしています。 なお、会議自体の公開(傍聴可能)については、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害するおそれがあること等の理由から行っておりません。	d	-	当省の審議会等に係る議事内容の透明性を確保するため、引き続き可能な限り速やかにホームページにおいて議事録等が公開できるよう努めてまいります。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。						